

3-8-3表 固定資産税及び都市計画税の不均一課税実施状況

## (1) 固定資産税

整理番号	市町村名	税率(%)	適用資産
1	千葉市	0.70	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物〔国際観光ホテル整備法第32条〕</li> <li>・中核的民間施設の用に供する家屋又は構築物又はこれらの敷地である土地〔多極分散型国土形成促進法第14条〕</li> </ul>
		1.05	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市再開発法第2条第6号に規定する施設建築物のうち同法第138条第1項の耐火建築物で同法施行令第52条に定めるものに該当する家屋〔都市再開発法第138条第1項〕</li> </ul>
5	館山市	0.70	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物〔国際観光ホテル整備法第32条〕</li> </ul>
		初年度 0.14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・半島振興対策実施地域内における新設又は増設に係る特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地〔半島振興法第17条〕</li> </ul>
		2年度 0.35	
		3年度 0.70	
6	木更津市	0.70	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物〔国際観光ホテル整備法第32条〕</li> <li>・中核的民間施設の用に供する家屋又は構築物又はこれらの敷地である土地〔多極分散型国土形成促進法第14条〕</li> </ul>
		0.70	
10	成田市	0.70	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物〔国際観光ホテル整備法第32条〕</li> </ul>
11	佐倉市	0.70	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物〔国際観光ホテル整備法第32条〕</li> </ul>
15	柏市	0.70	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物〔国際観光ホテル整備法第32条〕</li> </ul>
		0.46	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場のうち物価統制令第4条の規定により千葉県知事が入浴料金を定めるものの用に供する固定資産</li> </ul>
		1.05	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市再開発法第2条第6号に規定する施設建築物のうち同法第138条第1項の耐火建築物で同法施行令第52条に定めるものに該当する家屋〔都市再開発法第138条第1項〕</li> </ul>
16	勝浦市	初年度 0.14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・半島振興対策実施地域における新設又は増設に係る特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地〔半島振興法第17条〕</li> </ul>
		2年度 0.35	
		3年度 0.70	
17	市原市	0.70	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物〔国際観光ホテル整備法第32条〕</li> </ul>
		0.70	
21	鴨川市	1.00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物〔国際観光ホテル整備法第32条〕</li> </ul>
		初年度 0.14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・半島振興対策実施地域の区域内における新設又は増設に係る特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地〔半島振興法第17条〕</li> </ul>
		2年度 0.35	
		3年度 0.70	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過疎地域において、新設又は増設に係る特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地〔過疎地域自立促進特別措置法第31条〕</li> </ul>
23	君津市	1.00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物〔国際観光ホテル整備法第32条〕</li> </ul>

3-8-3表 固定資産税及び都市計画税の不均一課税実施状況

整理番号	市町村名	税率(%)	適用資産
24	富津市	1.00	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物 [国際観光ホテル整備法第32条]
26	四街道市	0.93	・都市再開発法第138条第1項の耐火建築物に該当する固定資産 [都市再開発法第138条第1項]
31	富里市	0.70	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物 [国際観光ホテル整備法第32条]
		1.20	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物 [国際観光ホテル整備法第32条]
32	南房総市	初年度 0.14 2年度 0.35 3年度 0.70	・半島振興対策実施地域の区域内における新設又は増設に係る製造事業用設備を構成する家屋及び償却資産で租税特別措置法第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受けるもの並びに当該家屋の敷地である土地 [半島振興法第17条] ・過疎地域内において、租税特別措置法第12条第1項の表の第2号又は第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける資産並びに当該資産の敷地である土地 [過疎地域自立促進特別措置法第31条]
36	いすみ市	初年度 0.14 2年度 0.35 3年度 0.70	・半島振興対策実施地域の区域内における新設又は増設に係る特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地 [半島振興法第17条]
49	白子町	1.05	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物 [国際観光ホテル整備法第32条]
51	長南町	免除 (3年間)	・過疎地域内において、租税特別措置法第12条第1項の表の第2号又は第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける資産並びに当該資産の敷地である土地 [過疎地域自立促進特別措置法第31条]
52	大多喜町	0.70 初年度 0.14 2年度 0.35 3年度 0.70	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物 [国際観光ホテル整備法第32条] ・半島振興対策実施地域の区域内における新設又は増設に係る特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地 [半島振興法第17条]
53	御宿町	初年度 0.14 2年度 0.35 3年度 0.70	・半島振興対策実施地域の区域内における新設又は増設に係る特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地 [半島振興法第17条]
54	鋸南町	初年度 0.14 2年度 0.35 3年度 0.70	・半島振興対策実施地域の区域内における新設又は増設に係る製造事業用設備を構成する家屋及び償却資産で租税特別措置法第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受けるもの並びに当該家屋の敷地である土地 [半島振興法第17条] ・過疎地域内において、租税特別措置法第12条第1項の表の第2号又は第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける資産並びに当該資産の敷地である土地 [過疎地域自立促進特別措置法第31条]

## 3-8-3表 固定資産税及び都市計画税の不均一課税実施状況

## (2) 都市計画税

整理番号	市町村名	税率(%)	適用資産
1	千葉市	0.15	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物【国際観光ホテル整備法第32条】
5	館山市	0.15	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物【国際観光ホテル整備法第32条】
15	柏市	0.15	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物【国際観光ホテル整備法第32条】
		0.10	・公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場のうち物価統制令第4条の規定により千葉県知事が入浴料金を定めるものの用に供する固定資産
		0.22	・都市再開発法第2条第6号に規定する施設建築物のうち同法第138条第1項の耐火建築物で同法施行令第52条に定めるものに該当する家屋【都市再開発法第138条第1項】
17	市原市	0.15	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物【国際観光ホテル整備法第32条】